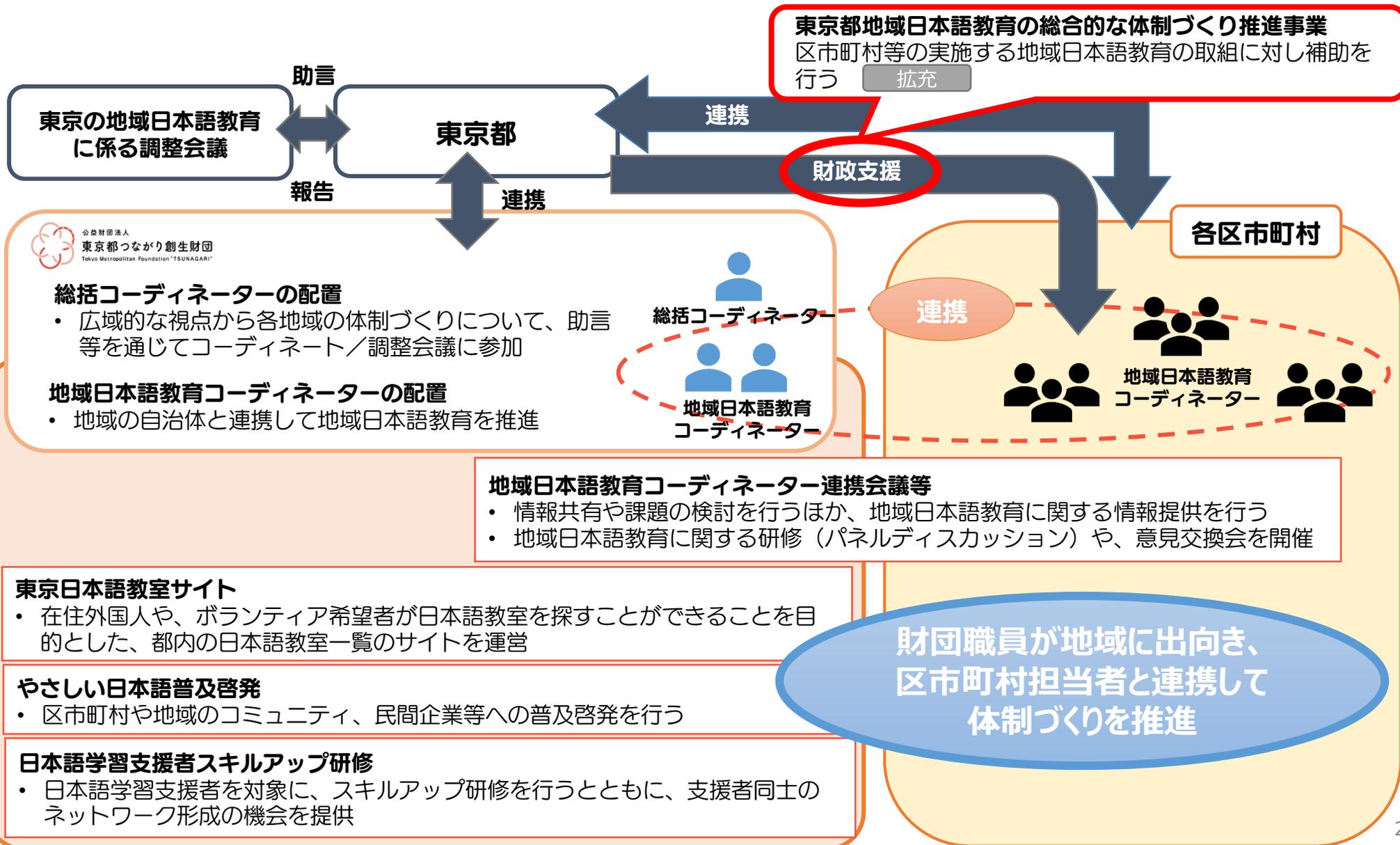


東京都の事業について（報告）

令和6年2月8日
生活文化スポーツ局

令和6年度 東京における地域日本語教育の実施体制

地域の実情に応じた体制づくりを支援することで、東京全体の体制を強化していく



東京都地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業

文化庁の補助制度「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用し、都内区市町村及び国際交流協会等の実施する地域日本語教育の取組に対して、当該事業を実施するために必要とする経費の一部を補助する。

- 補助事業者 : 区市町村、国際交流協会等
- 補助対象事業 : 都内で「生活者としての外国人」に対する日本語教育等
を実施する区市町村及び国際交流協会の事業
- 交付率 : 1 / 2 ※ ただし、条件を満たした場合は、2 / 3とする

※令和6年度からは、区市町村等が初期段階の日本語教育に取り組む場合、当該経費の1/4上乗せ補助を実施

申請要件

- ✓ 地域日本語教育コーディネーターの配置
- ✓ 東京都つながり創生財団が開催する「地域日本語教育コーディネーター連携会議」等への参加

(令和6年度 応募要領より)

事業の実施にあたっては、「東京における「地域日本語教育の体制づくり」のあり方」のうち、「東京における地域日本語教育の目標及び目指すレベル」「体制づくりに必要とされる要素」を参照して事業を実施することが望ましい。

目標 日本語教育を通じて、外国にルーツをもつ人々と地域とのつながりをはぐくむ

目指すレベル

- **地域全体**で目指す東京における地域日本語教育のレベル : **B1(自立した言語使用者)**
- 特に**行政が関わっていくべき**初期段階の日本語教育 : **A1~A2レベル(基礎段階の言語使用者)**

必須要素

- ✓ 地域における共生社会実現のために、体制構築に関する**明確な考えを持っていること**
- ✓ **地域の実態を把握し、課題を理解していること**
- ✓ **2つの視点(※)を持ち、取り組んでいること**

※ 2つの視点 :

- ① 初期段階の日本語教育を保障
- ② 外国人が地域社会とのつながりを持つ